

第33回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成29年3月8日（水）

瀬戸内海漁業調整事務所

第33回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成29年3月8日（水）13時30分～

2. 場 所

神戸地方合同庁舎1階「第4共用会議室」（神戸市中央区海岸通29）

3. 出席委員等

（1）委 員

【会 長】

学識経験者 長野 章

【府県互選委員】

和歌山県	大川 惠三
大阪府	岡 修
岡山県	豊田 安彦
広島県	北田 國一
山口県	梅田 孝夫
徳島県	岡本 彰
香川県	濱本 俊策
愛媛県	武田 晃一
福岡県	伊藤 正博
大分県	藤本 昭夫

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 副島 久実

（2）参 考 人

濱田 研一

（瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会（(公社)全国豊かな海づくり推進協会専務理事））

4. 臨席者

水産庁 資源管理部 管理課	漁獲情報係長	森 拓 通
九州漁業調整事務所 資源課	資源管理計画官	今 泉 寛 典
	資源管理係長	宮 沢 哲
国立研究開発法人 水産研究・教育機構		
瀬戸内海区水産研究所資源生産部	主幹研究員	石 田 実
和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課	主 任	上 出 貴 士
大阪府 環境農林水産部 水産課	参 事	金 丸 忠 司
〃	技 師	志 津 馬 大 起

兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課	主 幹	西 野 英 樹
〃	職 員	齋 藤 公 司
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所	所長補佐兼水産課長	望 月 松 寿
岡山県 農林水産部 水産課	副 参 事	元 谷 剛
広島県 農林水産局 水産課	主 任	齊 藤 貴 行
山口県 農林水産部 水産振興課	主 査	吉 中 強
徳島海区漁業調整委員会事務局	事 務 局	鎌田 信一郎
香川県 農政水産部 水産課	課長補佐	栩 野 元 秀
〃	副 主 幹	小 林 武
〃	副 主 幹	藤 原 宗 弘
〃	主 任	吉 田 誠
愛媛県 農林水産部 水産局 水産課	担当係長	竹 中 彰 一
福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局	事務主査	大 賀 直 子
大分県農林水産部漁業管理課	主 任	佐藤 慶之助
近畿農政局 統計部 生産流通消費統計課	統計専門職	安 達 晶
〃 兵庫県拠点	統計専門官	村 山 正 幸
中国四国農政局 統計部 生産流通消費統計課	地域統計企画官	板 倉 隆
全国漁業協同組合連合会	主 務 役	金田 奈都子
兵庫県漁業協同組合連合会	主 任	岡 田 竜 幸
水産経済新聞社 大阪支局	記 者	川 邊 一 郎
みなと山口合同新聞社 大阪支社	記 者	本 岡 光 治
瀬戸内海漁業調整事務所	所 長	取 香 諭 司
〃	調整課長	中 川 秀 樹
〃	資源課長	山 本 隆 久
〃	指導課長	小 林 聖 治
〃	資源管理計画官	登 木 輝 幸
〃	調整課 許可係長	山 本 道 代
〃	調整課 調整係長	福 島 秀 悟
〃	調整課 調整係	富 澤 輝 樹
〃	資源課 資源管理係長	西 川 栄 一

5. 議題

- (1) サワラ広域資源管理について
- (2) 燧灘カタクチイワシ広域資源管理について
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (4) 平成29年度資源管理関係予算について
- (5) その他

6. 議事の内容

(開 会)

(中川調整課長)

皆さん、こんにちは。

少し早いですが、皆様お集まりのようなので開会させていただこうと思いますが、携帯電話につきましては、マナーモードをお願いします。

それでは、ただいまから第33回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、府県互選委員の田沼委員、大臣選任委員の山口委員がやむを得ず欠席されておりますが、定数14名のうち、過半数に当たる12名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条第1項の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは長野会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(長野会長)

それでは委員会開催に当たり一言御挨拶を申し上げまして、委員会を開きたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、この第33回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、国立研究開発法人水産・研究教育機構の瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員をはじめ、御担当の皆様にはお忙しい中、御臨席をいただきましてありがとうございます。

さて、本日の委員会では、サワラ瀬戸内海系群の資源状況を踏まえ、来年度の資源管理の取組(案)について議論し、委員会指示の発出について協議したいと考えております。また、来年度の種苗放流の取組(案)について、報告を受ける予定となっております。

次に、太平洋クロマグロに関しまして、現在、委員会指示により、釣りやひき縄などの沿岸くろまぐる漁業に承認制を導入しておりますが、最近の報道にもありますとおり、全国的に違反事例が見受けられているところでございます。そのため、本日は、この委員会指示の違反への対応や処分方針について、協議したいと考えております。

このほか、燧灘のカタクチイワシの漁獲状況や資源管理についても、説明が予定されております。

本日の委員会は、このような内容となっておりますが、要点を絞った議事

進行に心がける所存でございますので、皆様の御協力をお願いして開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

それではまず、最初に本日使用する資料の確認を行います。事務局、よろしく願いいたします。

(資料確認)

(中川調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますが、まず、議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日使用する資料として、資料1-1「平成28年度サワラ広域資源管理の実施状況等について」、資料1-2「サワラ瀬戸内海系群の資源状況」、資料1-3「平成29年度瀬戸内海海域サワラ共同種苗生産・中間育成・放流の取組について」、資料1-4「はなつぎ網等におけるサワラ資源管理措置に関する検討状況」、資料1-5「平成29年度サワラ広域資源管理の取組(案)」、資料2「平成28年度燧灘カタクチイワシ資源管理の取組」、資料3-1「太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査について(中間整理)」、資料3-2「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第28号(沿岸くろまぐろ漁業)9に基づく違反者への対応及び処分方針について(案)」、資料3-3「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、資料4「平成29年度予算の概要」、最後に参考資料として、資源評価の専門用語の解説、さわら広域資源管理の取組、燧灘カタクチイワシの資源管理体制を配付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上でございますが、お手元の資料に不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

(議事署名人の選出)

(長野会長)

資料は、よろしいでしょうか。よろしければ、議事に入りたいと思います。

後日、まとめられる本日の委員会議事録の署名人を選出しておく必要があります。本委員会事務規程では、会長が出席委員の中から指名することになっておりますので、今回は徳島県の岡本委員と福岡県の伊藤委員のお二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(議題(1) サワラ広域資源管理について)

(長野会長)

ありがとうございます。それでは、岡本委員、伊藤委員のお二方におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議題1、サワラ広域資源管理についてに入ります。この議題の進め方につきましては、平成28年度の実施状況の報告、資源状況の報告、サワラ共同種苗生産等の平成29年度の取組の報告、はなつぎ網等のサワラ資源管理措置に関する検討状況の報告、平成29年度の取組(案)とこれに係る委員会指示の審議の順に進めたいと思います。

まず、サワラの資源管理に関する取組の実施状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

(登木資源管理計画官)

瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官の登木と申します。私から平成28年度のサワラ広域資源管理の実施状況につきまして、御説明いたします。すみません、座って説明させていただきます。

資料は1-1をご覧ください。1枚めくっていただきまして、今年度、取り組んでいただいております漁獲管理措置につきまして、流し網の休漁期間、それからひき縄等のさわら目的の操業禁止、それから漁獲量の上限設定の取組を取りまとめております。左下になりますが、瀬戸内海における流し網の網目規制としまして、10.6cm以上とする取組を行っていただいております。

それから、漁獲量制限を設けております播磨灘のはなつぎ網、さわら船びき網、それから燧灘のさごし巾着網の今期の漁獲量が確定しましたので、資料の右下にお示ししてございます。はなつぎ網につきましては、年間40トンの漁獲量制限に対し31.7トンの漁獲、それから、さわら船びき網につきましては、年間2トンの漁獲量制限に対し1.8トン、それから、さごし巾着網につきましては、今期は操業実態はなかったということで「-」としております。

それから、1枚めくっていただきまして、平成28年度のサワラ共同種苗生産の結果について、お示ししてございます。まず、採卵につきましては、5月9日に香川県さんに担当していただきまして、受精卵98万粒の確保ができました。その受精卵につきましては、瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎で、水産研究機構の協力や助言を仰ぎながら、また関係府県から派遣いただきました生産技術研修員により、約9万8,000尾のサワラ種苗の生産が行われました。その後、この囲みの下にございます大阪、兵庫、岡山、香川、

愛媛、大分の6府県7箇所におきまして、関係漁業者等によりまして中間育成を行っていただきまして、最終的には、約7万尾の放流が行われてございます。

次のページをごらんください。こちらでは今期のサワラの漁獲努力可能量、いわゆるT A Eの実施状況について、お示ししてございます。一番右端に各府県の合計値を掲載しておりますが、28年度漁期におきましてはトータルで1万4,380隻日、消化率としては12%ということで、昨年と比べますと約2割程度、操業隻日数が減少しているところでございます。

次のページに、各府県ごと、漁業種類ごとの操業隻日数の推移をグラフでお示ししております。右の一番上に全体の合計の折れ線グラフ、上の2行は東部の流し網、真ん中の3行が西部の流し網、一番下の表が漁獲量制限を行っております漁業種類の操業隻日数の推移になってございます。右上の合計のグラフを見ていただきますと、平成15年以降、操業隻日数はやや減少してまいりましたが、平成22年ごろから、資源の回復に伴いまして、若干、操業隻日数が増えてきましたが、平成28年は操業隻日数が減少しております。

次のページをごらんください。こちらには、今年度に関山県が実施しましたサワラの放流効果調査の結果をお示ししてございます。今年度の結果につきましては、真ん中の右端に記載されております。今年度は結果的に、3回の調査となったわけですが、平成28年生まれの0歳魚が241尾漁獲されております。それで、「241」の下に「80.3」と記載されてございますが、こちらは調査日1日あたりの採捕尾数ということで、平均しますと1日あたり80.3尾の採捕があったということでございます。この調査は、平成17年から関山県さんが実施されておりますが、1日あたりの採捕尾数としましては、過去最高の尾数となっております。

また、放流魚につきましては、平成25年以降、採捕できていなかったのですが、平成28年につきましては、3年ぶりに1尾の採捕がございました。

それから、その下の表3ですが、こちらは調査により採捕された0歳魚の尾数のほか、平均尾叉長、重量をまとめております。こちらを見ますと、今年度の調査では、平均尾叉長で442mm、重量では675gということで、過去の数字から見ますと、やや魚体が小さいことが見てとれるのではないかと考えております。

今回の調査では、0歳魚が241尾と、かなり多く獲れたわけですが、今年度の加入の良し悪しについては、今後、この0歳魚が1歳、2歳になり漁獲されて、その漁獲状況をもとに瀬戸内海区水研の石田さんに資源解析をしていただいで、明らかになってくると考えております。今年度の取組の実施状況につきましては、以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況について、瀬戸内海区水産研究所の石田主幹研究員より、御説明をお願いいたします。

(石田主幹研究員)

瀬戸内海区水産研究所の石田です。よろしく申し上げます。資料1-2と同じものを映写して説明させていただきます。

この資源解析は、日本全国で85魚種系群で資源解析を行っております。これは、水産庁から受託した我が国周辺水域資源調査評価等推進事業に基づくものです。平成28年度、それぞれの魚種系群で資源評価をしまして、サワラ瀬戸内海系群については、昨年8月に広島市で瀬戸内海ブロック資源評価会議を開催しまして、そこでこの内容が採択されたものです。この資源状況をまとめるにあたっては、ごらんの11府県の担当者の方々と一緒にまとめさせていただきました。

資源評価の手順です。これは、年齢別資源尾数を求めるデータが揃っている魚種の一般的なやり方です。大まかに言えば、漁獲量と体長組成から年齢別の漁獲尾数を求めて、資源尾数等を求めていくということになります。それから、サワラの場合は種苗放流もしていますので、種苗放流のデータも加えて精度をあげています。少し詳しく見てまいりますと、漁業養殖業生産統計年報、これは農林水産省がまとめたもので、国の公式統計です。それから、月別・体長別・漁法別の水揚量、それから、それに対応した体長組成です。これらの資料から、一昨年になりますが2015年12月までの月別・体長別の漁獲尾数をまとめます。月別にまとめたものを、次は体長から年齢別に分解しまして、年齢別の漁獲尾数をまとめてまいります。

これをコホート解析という世界中で一般的に行われている資源解析法によりまして、年齢別の資源尾数や漁獲係数という漁獲の強さをあらわす指数ですけれども、それを求めてまいります。ここに括弧書きの「(チューニング)」というのは、解析精度をあげるために、操業隻日数あたりの漁獲尾数、CPU Eと言いますが、魚の密度の指数を入れて精度をあげております。それから、サワラの場合は種苗放流を行っております。放流魚の混入率と種苗放流の尾数のデータがございますので、0歳魚の資源尾数から添加効率といった放流した種苗のうち何%、どれだけの割合が資源に添加されたかという効率を計算いたします。その添加効率をもとに、放流効果が出てまいりますので、将来も放流するという仮定のもとで将来予測を行います。種苗放流を行っていない魚種では、資源尾数、漁獲係数からそのまま資源解析を行います。コ

ホート解析の前進法という一般的な方法で解析します。それから、加入量、これは0歳魚の発生尾数のことなんですけども、この発生尾数が多いと成長が落ちる、少ないと成長がよくなる、成長がよくなれば早く成熟して産卵数も多いということが知られておりますので、将来予測に当たっては、こういった情報も加味しまして、精度を上げるように努めております。2016年以降の資源尾数を計算しまして、同時に漁獲の強さを示す漁獲係数や、生物学的許容漁獲量（ABC）を算出します。水産庁から受託し資源評価を行っている全ての魚種系群で、生物学的許容漁獲量を算出します。これは、いわゆるTAC対象魚種、漁獲可能量が設定されている7魚種では、ABCを基本として漁獲可能量を設定してまいりますけども、サワラ瀬戸内海系群はTAC対象ではございませんので、TAC以外、つまりABCに基づかない適切な管理方策というのを、資源解析結果からまとめてまいります。

そのデータをこれからお示しします。漁獲量です。瀬戸内海全体の漁獲量を灘別に色分けしたものです。横軸は西暦の年、1968年、昭和43年からあります。縦軸は漁獲量で単位はトンです。棒グラフの色分けは、赤が瀬戸内海の西側、青が東側で、濃い色が瀬戸内海の真ん中、薄いところが両水道に近いところになります。上から周防灘、伊予灘、安芸灘、備後芸予瀬戸という順番に一番下が紀伊水道になっております。1970年代後半に3,000トンを超えた漁獲量は、80年代後半には6,000トンに達しまして、この間に非常に漁獲能力が強まりました。このことによって乱獲に陥りまして、資源は減りました。1980年代後半から資源が減ることに対応して、漁獲量も急激に減ってまいりまして、1998年、平成10年には200トンを下回るところまで減少してしまいました。その後、漁業者の方の努力等により資源は回復してまいりまして、それによって漁獲量も一旦、足踏みもしましたが増えております。2015年には2,500トンを超えるところまで、量的には回復しております。このグラフは年別の漁獲量です。

次に過去10年分の月別・灘別の漁獲量をお示しします。2007年から2016年12月までになります。色分けは同じです。毎年、色の濃い棒線が1本ぴんと伸びているのは5月です。春漁になります。近年では、2014年に春漁が一番多く、一昨年、去年と少し減っております。それから秋漁は、この色の薄い棒線になりますが、2015年はかなり多かったです。2016年はそれに比べて少なく、2014年並みになっております。

このグラフは、左側が2012年、右側が2013年で、1つのマスが一月をあらわします。上から1月、2月、3月となっております。横軸は尾叉長で、単位はcm。2cm刻みです。縦軸は瀬戸内海全体の漁獲尾数で、単位は千尾ですので、一番上の「20」は2万尾になり、スケールをそろえております。ただし、2012年の5月はたくさん獲れたので、一番上を3万

5, 000尾にしています。

このグラフでは、それぞれの体長のものがいつ、どういう所で、どれくらい獲れたのかが概観できます。これを見ますと、2012年の春漁においては、1歳魚もですが、2歳魚がかなり多く獲れています。2010年生まれが多かったということになります。2012年では秋漁で出現する0歳魚は少なかったのですが、2013年になって、2012年生まれの1歳魚がかなりたくさん出現しまして、夏から秋にかけてもたくさん獲れました。一方、2013年の0歳魚は、2012年同様に少ない状態でした。

次に2014年と2015年のグラフです。2014年は2歳魚が通年多獲されました。これは、2012年生まれが多かったということです。この年も0歳魚は少ない。2015年も0歳魚は少ない。2015年に1～2歳魚がかなり獲れたということは、2013と2014年の発生が、両年合計すればまあまあ良かったということをお知らせします。2016年は、まだこの図をつくるだけの資料がそろっておりません。こういったデータから、年齢別の漁獲尾数を求めて、それから資源尾数を求めます。

このグラフが、資源解析の結果です。横軸が年です。この1年は、漁獲量もそうですけども、1月から12月までを1年としております。縦軸は資源尾数で、単位は千尾です。一番多いときには1, 200万尾あったんですが、それが漁獲量と同様に1998年に最低となり、その後回復し、足踏みはありながらも最近では回復基調にあります。2014年から15年は若干減っています。色分けは、下から0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳以上ということです。一旦資源が減って回復して以降も、0歳、1歳、2歳くらいまでは見えていて、3歳は最近少し見え始めたかなという感じです。0歳の尾数が、前後の年より多くなっている年が幾つかありまして、2002年、2008年、2010年、2012年はかなり発生がよかったということになります。例えば、2012年は、水色の0歳のときはこのぐらいの幅があって、翌年、黄色の1歳になると前後の年より黄色の幅が大きい。赤色の2歳のときも前後の年よりも幅が大きいということで、2012年生まれが近年の資源の中では、大きな割合を占めておりました。ただ、これも高齢になりまして、ほぼ瀬戸内海からいなくなっているというのが現状です。

尾数で見た資源状況が前の図で、この年齢ごとの尾数に体重をかけますと資源量が出てまいります。これは、全体の資源量の推移です。これで見ますと、2歳、3歳と高齢のものの割合が、当然高くなっております。

資源評価では、資源水準と、それから動向も見ますが、まず資源水準については、データが揃っている期間中の最低と最高を三分割しております。1986年以前は、データが揃わないので資源解析はできておりません。資源が一番多かった1987年あたりからデータが揃っています。現在、最新

の値は2015年ですが、低位の一番上で、ぎりぎりですが低位です。動向というのは、全ての魚種系群で5年で見ると申し合わせています。1年減っている年がありますが、5年で見ると増加しているということで、資源水準は低位にあり、動向は増加しているという判断になります。

次は、各年の親の量と、それから生まれた子供の数を示しています。このグラフは何を表すのかというと、その年の発生の良し悪しで、発生に当たっての自然環境が良かったのか、悪かったのかという結果を表しております。数字はそれぞれの年です。そして、横軸が親魚量です。それから縦軸の加入量というのは0歳魚の尾数ですけども、子供の数です。乱獲により減った局面では、親魚量も大きく減って、親魚量が減れば当然、発生する0歳魚の数も減っていくということになります。

それから、その年々のこのグラフの丸と、原点を結んだ直線の角度を見てまいりますと、角度が寝ているほど環境が悪くて、稚魚は生き残らなかった。角度が立っているほど環境がよくて、稚魚が生き残ったということです。0歳の発生尾数、加入というんですが、加入するまでは人が漁獲していないという状況です。ですから、これは自然環境で全て決まるということになります。

近年、丸が左下に固まっていますので、拡大してみます。資源が減ってきた時は、下の方に点があって、増えてきてからは、上の方に点があって、自然環境がいい年が続いたということです。その後、2002年に発生が良くて親魚量は増えるのですが、発生は少し足踏みします。2008年、2010年、2012年と発生が良くて、特に2012年はかなり発生が良かったので親の量、親魚量も右に行きましたが、発生はそれほど良くない年が続いております。2015年はこのあたりということです。親魚量としては、まずまずですが、加入量はそれほど良くない。自然環境としては、余りよくなかったかなという判断です。ただ、この最近の年の加入量というのは、0歳の漁獲量、漁獲尾数のデータしかありませんので、精度がそれほど高くありません。今後、1歳魚、2歳魚としての漁獲尾数のデータが積み上がれば、上方修正、あるいは下方修正される可能性があるということです。

それから、この白丸と黒丸は何かと言いますと、2002年以降、示していますが、2002年以降、人工種苗の放流が本格的に始まりました。それによる加入量、0歳魚のかさ上げをした分も含んだ加入量を黒丸で示しております。それから、この親魚量には、種苗放流を行っていないときは、100%天然由来ですが、種苗放流を行ってしばらくした後は、放流魚が親になって卵を産みます。近年では、過去の放流魚由来のものも親魚になっております。ただ、親魚量のうち放流由来がどれだけあったかというのは、区別できませんので、これも両方込みにした海の中にある全ての親魚量ということになります。近年、種苗放流によるかさ上げ効果が落ちていますが、1つは

資源量全体が増えているということも理由になります。

次は、ABCです。生物学的許容漁獲量と将来予測です。上が生物学的許容漁獲量です。これは85の魚種系群全てで計算されておりまして、申合せによりまして、5年間でサワラの場合は資源を回復させるという、かなり厳しい基準で行っております。これによりまして、目標としては漁獲量を820トンに抑えなさい、あるいはせいぜい961トンに抑えなさいということです。そうすれば資源は回復しますということです。今の獲り方でいくと、資源が少し足踏みしていますので、1,400トンくらい獲れるかなということです。

将来の5年間の予測です。目標値で予測したのが一番左です。横軸が将来の年です。縦軸が資源量です。2015年は中位と低位のぎりぎりぐらいなのですが、2012年生まれが、ほぼいなくなることによって、2016年には資源が6,000トンから4,000トンくらいに減っているというのが現実です。そこから、漁獲量を厳しく抑制すると資源は急激に回復します。もう少し漁獲圧を緩めると、徐々に回復するということです。この白丸や黒丸の意味は、自然環境は悪い年と良い年があり、加入に大きく影響しますが、将来、自然環境がどうなるかわからないので、過去10年間の環境の良し悪しを無作為に用いて1,000回計算し資源量の予測を行い、そのうちの800回、80%が白丸と黒丸の間に収まるということで、10%が白丸の線より下に、10%が黒丸の線より上になるということになります。ほぼ8割がこの間を通るだろうということです。目標値で漁獲すれば、かなり急激に回復しますし、上限値でも回復します。現状の漁獲を継続すると、悪くて横ばい、良ければ徐々に回復して、5年後には中位に近づくという計算をしております。また、資源解析法で説明しましたが、加入が良ければ成長は遅くなり、産卵親魚が少し減るということも考慮して計算しています。

この資料は、種苗放流と添加効率をまとめたものです。本格的な人工種苗の放流は、2002年から始まりまして、2015年は有効放流尾数としては3万尾程度で、すごく少な目でした。過去14年間の平均では14万尾くらいの稚魚が毎年、放流されています。そして、放流魚のうち、どのくらいの割合で資源に添加するか、年によって違うんですが、平均してみると0.18と、放流魚のうち18%が資源に加入している、添加されてるということです。放流魚の混入率については、2015年以前の3年間は、残念ながらほとんど放流魚が検出されていないということで、ゼロということになっております。

次は、年齢別の漁獲物の平均体重、それから資源尾数の年齢組成です。これは、両方とも資源回復を量ではなく質から見たらどうかということを示しております。横軸が西暦の年です。上のグラフでは縦軸が平均体重で、下の

折れ線から、0歳魚の漁獲物の平均体重、次が1歳魚の平均体重、2歳魚、3歳魚になっています。資源が多かった頃は、平均体重が伸びない、つまりサワラがたくさんいて、サワラ同士で餌の取り合いをして、成長が遅くなっています。その後、資源が減少し、餌がサワラに十分行き渡るようになり、成長が良くなっています。近年、若干過去よりも成長が落ちているようにも見えますけども、資源が多かったときの成長の悪さに比べれば、まだまだ成長は良い状態が続いています。逆に言いますと、もっと資源を増やして成長が落ちるくらいまで、サワラを増やす余地が残っているのではないとも言えます。下のグラフは、資源尾数の年齢組成を示していきまして、割合で示したものです。資源が多かった年代は、3歳魚以上の資源が多く、10%前後あったんですが、近年では5%を下回っているということです。つまり、資源尾数の大半は、2歳魚までで、3歳魚まで生き残ることはほとんどなく、大半が獲り尽くされているというふうに考えられます。これが、質的に見た現状です。

最後の図です。サワラの管理方策は、ABC以外の管理方策となります。資源回復計画は2002年度から2011年度まで行われ、目標は十分達成されました。その後も同様の取組が継続され、最新の資源評価結果では、資源量は約5,800トンで、低水準の上のほうにあります。ただし2016年、17年は4,000トンくらいまで減ってしまっているというのが現状です。現在、資源は回復したとはいえ、年齢組成は若齢主体で、1歳魚、2歳魚くらいまでがほとんどです。体長も大型で、成長が早い状態が続いているということです。本格回復したときは、高齢魚まで獲り残されていて、成長ももう少しゆるく、遅くなっている。こうなって、初めて瀬戸内海のサワラ資源は本格的に回復したということになります。現在行われている目合い規制や、秋漁の規制等の若齢魚に対する規制というのは、緩めることなく実施して、資源量、獲り残しを増やして、資源量をより増加させるということが、資源学的には望ましいと考えております。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。前回の委員会でも説明がありましたが、2015年、平成27年の資源水準は「低位」、資源の動向は「増加」とのことでした。ただし、今回追加された平成28年度、秋漁期の漁獲状況を見ると豊漁であった前年27年よりも、減少しているものの、平年並みの漁獲であり、今後の資源状況について注視していく必要があるとのことでした。

ただいまの御説明について、御意見等ありましたらお願いいたします。どうぞ。

(濱本委員)

7ページの真ん中辺に赤字で、今ちょっと説明ありましたが、2016年は4,000トン、2017年3,900トンということで、2016年の操業は終わったんですが、この見方で正しいのでしょうか。まだ、数字は出てないんですけども。

(石田主幹研究員)

これは、2015年までの漁獲尾数に基づいて、計算した資源量がこの数値ということになります。

(濱本委員)

そうですね。

(石田主幹研究員)

ですから、2016年度の漁期のデータを全て入れた解析結果は、今年8月の資源評価会議でお示しできることになります。

(濱本委員)

この7ページの一番下ですけど、現状以上の規制の実施が望ましい。だから、これを踏まえて、今年の委員会指示、若しくは各県の指導が何かされとんのか、されてないのか、それとも現状の維持をしていくということなのか。多分、何もしてないと思うんですけど、それは研究レベルでの要望なのか、行政レベルではこれはあるけれども、それは別だという考えなのか、そのあたりをはっきり聞きたいんですけども。

(石田主幹研究員)

まず、研究レベルでは、ページ数で言いますと、6ページの上になりますけども、上のグラフの一番右側のように、もし現状の漁獲圧を継続すればこういう状態になるということです。それと、2歳魚まででほぼ獲り尽くされているというのも現状であると思います。資源を安定させるという観点からは、もう少し高齢魚まで獲り残すほうが望ましいと考えられるということです。それをもっていくべき資源水準がどこにあるかということは、研究面からは出てまいりません。これは水産庁の所管になるかと思います。

(山本資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所の資源課長の山本です。座って御回答させていただきます。科学的には今、石田さんがおっしゃったとおり、現状以上の規制をすることが望ましいのかもしれないかもしれませんが、やはり資源管理をする中で、漁

業者さんで考えてやっていただくということを大事に考えておきまして、後ほど委員会指示について御審議いただく予定となっておりますが、現状どおりの規制を来年度も取り組みたいということは、先日行われました漁業者協議会で承認されておりますので、それを取り組ませていただきたいと思いますというふうに考えております。

(濱本委員)

4 ページの下のほうのグラフでは、右の方の矢印は上に上がってるんですけども、資源回復計画の当初の目標 5,900 トンはほぼ達成したんです。これ以上いくという考え方は、私も毎回言うんですけども、その 1985 年から 88 年、異常な資源の増加によって、違法漁業がたくさん出ました。サワラでは香川やら岡山や兵庫の浮き刺網がかなり出ました。それから、はなつぎの復活によって、区域の違反も出てきた、そういう異常な漁獲も含んだグラフでずっときてるので、本来、平成 14 年の資源回復計画が立ちあがる前の資料には、この 1987 年より前のデータもちゃんと使われとった。先ほど、データがはっきりせんと言われておりましたけども。このときの漁獲からグラフ書いとるから、何時までも低位なんで、私が毎回これ 4 年間、ずっと同じこと言うんですけども、これ、いつまでたっても、石田さんの希望としては矢印が上に向かっただけで、現実にこれ下がりよんねん、既に。だから規制との整合性がないと私は思いよんねんですけど。将来はこれ規制が必要だと言いながら、同じことしてきて、これもっと落ちてきたら、委員会の存続というか、委員会、委員が責められますよ、本当に。どっちにするのか、また考えてやってもらったほうがいいと思いますね。ぼちぼちこれ、私はピークになっと思うんでね。前から言いよりますけど。この 5,900 トン近くで何とか維持できたら、それが一番望ましいという考えなので、これより上にいくと私は思えない。そういうことです。

(長野会長)

そのほか、ございませんか。どうぞ。

(伊藤委員)

今の石田さんと、それから濱本委員さんの御発言を聞きまして、私もちょっと言っておきたいんですけど、5 ページの石田さんの説明で、親魚量と子の関係がございました。資源管理に入るときは、非常に漁獲が減ってきて、皆さんの合意が得られやすかったと思うんですけども、ある程度資源が増えてきた場合に、親子の関係から見て、今後、どういうふうに漁獲を続けていくかということは、当然、この瀬戸内海広域調整委員会の一番、考えなくちゃいけない問題ではなからうかと思うんです。それで、登木さんがおっし

やった、要するに資源管理計画の眼目というのか、指示ごとに1ページに、その斜線の部分については春漁って、それから真ん中、中央については漁獲量規制ということで、親のほうも規制するし、子のほうも規制するという、両側面があって、それで全体の合意が得られたんじゃないかなろうかと、私はちょっと考えておりますけども、現在のところ、要するに親の量はほぼ上限に近づきつつあると。これは先ほどの濱本さんが言われた3年を除けばの話ですね。3年を除けば従来、かつて安定した時期に近づいてると。そして、子供は、言わば自然環境に影響されて、これなかなかコントロールが難しい。だから、言ってみれば親の量のある程度増やすということについては、瀬戸内海では達成したんじゃないかなろうかと。そうすると、今後については、自然環境の変化がございしますが、昔ながらの日本の漁業の眼目からいけば、こういうふうに資源回復計画である程度、回復してきたということであれば、現在の資源回復措置を続けていても、資源の増加に見合って漁獲増は得られません。そういう方向で、考えていくのがいいんじゃないかなろうかと、ちょっと思いました。

(長野会長)

ちょっと私、関連で5ページの下の方で2012年以降、2013年、2014年、2015年は、環境が不適で稚魚の生産が不良ということで、右肩下がりになっています。これが、先ほど伊藤委員の言われた話と似通っているのかな。どういう環境でこうなったのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。関連でお願いします。

(石田主幹研究員)

親魚量が頭打ちになって、安定してきたというお話がございましたけども、これは必ずしもそうとも言いきれないと思います。というのは、5ページの下の方の図のように、環境は、近年、たまたまだと思いますが毎年悪くなってきているということがありますので、これがもし、次に環境が良い年が現れれば、加入が増え、その後親魚量も増えることが予測されます。どのくらい増えるかというのは、次の6ページ目の上の右端のグラフの黒丸のところ为实现するということです。環境がもし良い状態が続けば実現するということです。ですから、徐々にですけども増えていくわけですね。5年くらいかけて中位に近づいていく可能性が、環境が良い年が続いてきたらあるということです。一足飛びにはいかないということです。

それと環境の良し悪しの原因というのは、水温との関係性を見ても、なかなかきれいに生まれません。昔、広島大学の先生が、餌となるカタクチイワシとサワラがどれだけ遭遇するかというような研究されてますけども、恐らくそ

ういったものが、年によってかなり偶然に決まってしまうのではないかと考えられます。なかなか、環境がどういったことで、将来、環境がよくなるか悪くなるかという予測は、さらに難しく困難です。

十分にはお答えできなかつたかもしれませんが、今わかつてることは、そういうことでございます。

(山本資源課長)

あと、濱本委員と伊藤委員のどちらにも通じることなんですが、行政的な観点から発言させていただきたいと思います。環境要因もあるかと思いますが、取組を続けてきた結果、資源がある程度まで回復してきて、資源管理措置を見直す新しい段階に進んできたという考え方がある一方で、やはり最初に決めた中位になるまではどの目標、また、資源が安定するまでは取り組むんだという思いの漁業者さんもいらっしゃるかと思います。そういった漁師さんや研究者、委員の皆様のお考えを伺いながら、資源状況にあった将来の資源管理のあり方について、今後、検討していければと考えております。以上です。

(長野会長)

そのほか、ございませんか。先ほど、石田さんからの説明のとおり、今後の資源の状況については注視していく必要があるという言葉に、今の議論は総括されると思います。特段、ご意見はないようですので次のサワラの3番目の議題である、サワラ共同種苗生産等の平成29年度取組について、濱田参考人より御説明をお願いいたします。

(濱田参考人)

瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会の事務局をお預かりしております、全国豊かな海づくり推進協会の濱田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料の1-3に基づきまして、説明をさせていただきます。この協議会を構成する11府県で、サワラの広域プランに基づいて連携して実施するわけですが、平成29年度につきましては、先日も会議をして、この計画を作成したところでございます。まず、29年度は、この共同種苗生産の取組は6年目になるわけですが、基本的には28年度と同様の取組ということになります。水研機構の瀬戸内海区水産研究所の屋島庁舎の施設をお借りしまして、指導をいただきながら、関係府県が協力して取り組むということで、5月から6月にかけて、12万尾の種苗生産を目標に取り組んでいく予定でございます。生産した種苗につきましては、ここに書いてあります大阪、兵庫、岡山、香川、愛媛、大分の関係6府県に配付をしまして、漁業者の方の協力を得て中間育成を行い、70mmまで育てて関係府

県の地先海面に放流するということになります。この種苗生産の取組に当たりましては、29年度の国庫補助事業「栽培漁業総合推進事業」を活用しまして、経費の一部補助を受ける予定でございます。現在、私どもの協会が補助事業に採択されるように対応を進めているところでございます。

次に、協力体制でございますが、ここに書いてございますように関係府県から、生産技術研修員の派遣とか物品の提供などの協力を得て、効率的に種苗生産を行えるように努めるというものでございます。

平成29年度の主な取組につきましては、①から⑦に書いてございますが、資料の裏側の別紙を見ていただきたいと思います。水研機構との協力協定とともに施設をお借りしまして種苗生産を行います。(3)の採卵と受精卵の管理につきまして、採卵については、香川県を中心にやっていただくということで100万粒の確保を目標にしております。また、耳石に標識作業を行う予定です。それから、餌にするイカナゴシラスですが、1,000kgを目標に、これも香川県が中心となって、関係府県にも協力していただき確保していく予定です。一部は、宮城県の女川からも、小さいイカナゴシラスを入手する予定でございます。それから、活きたワムシの確保としまして、万一、屋島庁舎でのワムシの培養が不調のときには、関係府県でサポート体制を整えるということでございます。

それから、新しい取組としては、(8)冷凍ふ化仔魚の確保の取組強化ですけれども、28年度の取組の中で、マダイなどの冷凍ふ化仔魚を餌として与えると効果があることもわかりましたので、協力していただける種苗生産機関には、この冷凍ふ化仔魚、マダイとかヒラメとか、そういうもののふ化仔魚の余ったものを冷凍しておいていただいて、サワラの餌として確保をするという取組を行います。

必要人員等については、基本的に28年度と同じということです。(10)の種苗配布工程や方法の改善については、28年度に各府県に種苗配付する際、順番が遅くなった種苗が飢餓状態になり、その後の歩留まりにも影響したという状況がありましたので、餌を出荷直前まで十分与えて、それからスムーズに出荷するという工程の工夫をして、中間育成でも十分生き残るように取組を改善するというところでございます。それから、(12)の中間育成で餌とするシラス、特にカタクチシラスの栄養強化剤についても共同で購入する予定です。最後の種苗生産の経費につきましては、先ほど御説明しましたように、国の補助事業の活用と関係府県での連携により確保するという計画で29年度も取り組む予定にしております。

元気な種苗を皆で作って、育てて放流するということで、資源の増加に貢献していけるようにしたいと思いますので、引き続き、御指導、御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等ありましたら、お願いします。

(濱本委員)

去年も前の専務さんに、中間育成7箇所ですか、先ほどの資料1で見ると平均71%とよく残っただけですけども、輸送とか中間育成先で殺したら何もないので、その場所とか、放流方法とか考えたらどうかと質問したんですけど。やはり中間育成の添加効果と言いますか、やることに意義があるというふうな話でしたけども、既に平成11年からもう19年ですか、失敗したのは1回だけですからね。だから、これだけもうやってきただけで、やはり放流できて何ぼですから、とにかく中間育成でたくさん残せるよう、成績の悪いところもあると思うんですけど、従前的な指導とか、何かされるようにしたほうが良いと思います。以上です。

(濱田参考人)

ありがとうございます。基本的に御協力いただいている各府県に、どこで中間育成をするのか、それから漁業者の協力がどのくらい得られるのかということで、中間育成の場所を検討して決定していただいているということなんですけども、今年は大分県さんでは場所を変えようということで、漁業者の方と調整中だと聞いております。

赤潮が出たりすることもあると思いますけども、そういうことを踏まえて、漁業者の協力を得ながら実施するということですので、できるだけ多く種苗を生かして放流するように努めていきたいと思います。

(副島委員)

少し質問よろしいでしょうか。種苗生産の目標が12万尾ということなんですけども、大体この種苗生産は、1尾当たりを生み出すのにどれくらいのコストがかかっているものなんでしょうか。計算は、すごく難しいとは思いますが、目安として教えていただけますでしょうか。

(濱田参考人)

種苗生産は12万尾が目標なんですけど、昨年28年度の実績は9万8,000尾とちょっと目標を下回っています。その経費を計算してみますと、大体、種苗生産にかかった経費が630万円くらいでした。その後の中間育成が約600万円くらいなので、中間育成の費用も含めて平均すると、最近の経費としては1,230万円くらい。このくらいの経費がかかっているということですのでございます。それで、28年度に放流した尾数が約7万尾でした

ので、7万尾で計算すると1尾当たり175円くらいになります。大まかな計算ですけども、そのくらいになっているということです。

(副島委員)

ありがとうございます。例えばなんですけれども、先ほどの御報告でも最近、漁獲量が回復傾向にあるという御報告があったと思うんですが、大体どれくらいの水揚げ量で、種苗単価がどれくらいですと、大体ペイしたような形になるものなのですかね。目安としては。

(濱田参考人)

その辺は、きちっと正確に計算しないとわからないんですけど、過去の平均的な漁獲量に放流魚の混入率を掛けて、それで放流由来の漁獲量を出しまして、それに最近年の平均単価をかけるという方法で試算をしてみます。放流由来の漁獲量が大体1万6,000kgくらいという試算になります。それに平均単価は、瀬戸内海ですから高いですけど、889円、これを掛けると1,460万円くらいの水揚げがあったと一応試算できます。ただ先ほど、石田主幹研究員のお話もありましたけど、最近放流魚の採捕がないので、ちょっと前のデータを使っていることもありますけど、こういう数字が出ます。

放流由来の水揚げ金額が1,460万円くらいで、放流経費が1,230万円ですから、例えば経費には施設の借損料とかは含めていませんし、他府県から派遣していただいている人件費分も含めてませんので、安めに見ていると思うんですけど、かかっている経費と回収されている金額は、大体とんとんくらいではという感じでみているところです。

(副島委員)

ありがとうございます。種苗生産にお金をつぎ込んだとしても、市場で値がつかなかったら採算が合わなくなっていくかと思ったので質問させていただきました。ありがとうございます。

(長野会長)

ありがとうございます。そのほか、ございませんか。それでは、次のサワラの4番目の議題であります、はなつぎ網等のサワラ資源管理措置に関する検討状況の報告について、御報告をお願いします。

(登木資源管理計画官)

はなつぎ網等におきますサワラ資源管理措置に関する検討状況につきまして、資料の1-4を用いまして御説明させていただきます。

まず、今までの検討の経緯等から御説明させていただきたいと思います。

ここに表を示してございますとおり、昨年度の平成27年9月9日に開催しました第1回のさわら検討会議、このさわら検討会議とは、関係11府県の行政と研究者が集まった会議でございますが、この会議の場で、兵庫県さんから、はなつぎ網の取組見直しについて、今後、隣接県と話をしていきたいという意思表示がございました。この時点ではまだ、具体的な取組の提案はございませんでした。

その後、昨年9月の今年度第1回目のさわら検討会議で、兵庫県・岡山県の両県から具体的な提案と検討の要望がございました。その後、9月28日の漁業者協議会で、兵庫県・岡山県からございました検討要望を御説明しまして、意見の提出のほうをお願いしたところでございます。

そして、前回の11月15日のこの委員会におきまして、両県からの検討要望を受けまして、現在、関係機関で検討を行っているということを御報告させていただきました。その後、さわら検討会議を12月8日、1月31日と2回開催しまして、協議を進めてまいりました。12月8日の平成28年度第2回さわら検討会議におきましては、各府県の関係漁業者、行政から提出していただいた意見をもとに、協議を行いました。各府県からあった主だった意見としましては、資源状況を考慮しつつ、慎重に検討を行うべき、また、取組の移行によりまして、漁獲量が大幅に増加するのではないかと、漁獲量制限の上限値を上げたとしても、引き続き、漁獲量は制限すべきであるとか、また、取組の移行によりまして、漁獲量が大幅に増加し資源の影響が懸念されるような事態が生じたときには、取組の見直しをちゃんと検討すべきだとか、また漁法の性格上、若齢魚いわゆるサゴシを多獲してしまうのではないかとという意見がございました。このような意見を元にさわら検討会議の中で協議を行いました。その中で、両県から提案がございました完全週休2日制などの漁獲努力量削減の取組を自主的に行いながら、サワラ資源に対する影響試算を踏まえまして、漁獲量の上限値をはなつぎ網は40トンから80トン、サワラ船びき網は2トンから4トンに引き上げまして、3年間漁獲動向をモニタリングしてみようと、そして、それを踏まえて3年後に検討を進めていってはどうかという今後の検討の方向性をまとめさせていただきました。1月31日の第3回さわら検討会議では、漁獲量管理の透明化とか、あとは、モニタリング後の方策については今後議論するなどの検討・調査を行い、2月22日の漁業者協議会で議論を進めることで、1月31日の第3回さわら検討会議は取りまとめをしたところでございます。また、その間、各府県では、個別に府県内の調整等を行っていただいたところでございます。

そして、2月22日の今年度の第2回のサワラ瀬戸内海系群資源管理漁業者協議会では、兵庫県と岡山県の委員から、各府県からの意見や、さわら検討会議での議論等を踏まえまして、漁獲努力量削減の取組を自主的に行いな

がら、漁獲量の上限をはなつぎ網は80トン、サワラ船びき網は4トンに引き上げまして、3年間、漁獲動向を見てはどうかとの再提案がございまして、それをもとに協議を行いました。時折、激しい議論もございましたが、積極的な協議が行われたところでございます。この漁業者協議会の中で、これまでのサワラ資源管理の成り立ちや検討を踏まえますと、昨年9月からの検討開始では、時間が短いのではないかとということもありまして、再提案のあった内容につきましては、はなつぎ網等の漁獲管理状況を元に関係漁業者の理解を十分得るために、もう1年間協議を継続してはどうかということで、取りまとめられたところでございます。

このため、後ほど御説明させていただきますが、来年度の取組としましては、現行の漁獲量制限は変更せず、はなつぎ網等の漁獲管理の状況を両県から提供していただきまして、それを各府県それぞれの浜へ周知・浸透を図ることによりまして、関係漁業者の理解と信頼醸成を図って協議を進めていきたいと考えております。

また、今後の状況等につきましては、次回以降の委員会で、また御報告させていただきますと考えてございます。以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。11月15日の前回の委員会以降、公式には3回の協議の場をもたれて、ただいまのような報告になっております。御質問、御意見等ありましたら、お願いします。どうぞ。

(濱本委員)

もうこのはなつぎの問題については、前回の委員会で私は、意見を述べさせてもらっているんで重複は避けますけども、とにかくあと1年継続することですが、先ほどの石田さんの説明の中で、若齢魚に対して現状以上の規制をという話が出ている中で、さらに厳しい話になると思います。だから、サワラ流し網は、もうあと1箇月、はなつぎ網ももう2箇月足らずで始まるんで、その間にしかるべき指導はきっちりされるように。

それとやはり、流し網が非常に危惧してますので、そのあたりの了解が得られるような、そういうデータの提示、前にも言いましたけども、そのあたりも含めて時間が余りないんで。それと、今年また11月ですか、次の委員会が。その前に委員の任期があるでしょう。また、委員は変わられるでしょう。途切れますよ。その辺も含めてちゃんと継続的な審議なら、それが継続されるように、各委員さんそのまま出てこられたらいいんですけど、変わるとまたゼロからですから、その辺も含めて、この資源の問題として慎重に取り扱うようにしてください。経営はあとの話で、やはり資源の中でこの委員

会指示があるんで、それだけお願いしておきます。

（山本資源課長）

濱本委員の御指摘を踏まえまして、これからも慎重に協議、検討をしていきたいと思っております。また、次回の広調委で報告を行わせていただきたいと思っております。その辺は議論がどっか飛んで行ったりとか、引き継ぎがなされないとか、そのようなことがないように慎重にしっかりと対応してまいりたいと思っております。

（長野会長）

そのほか、御意見ございませんか。どうぞ。

（伊藤委員）

よろしいでしょうか。この資源回復計画は、やはり獲り過ぎであるということが始まったと私は説明を聞いてたんです。獲り過ぎであったので、漁業者の皆さんにも我慢していただいて漁獲を下げよう、資源が回復すれば、その資源の回復に応じたそれぞれの漁業もメリットがあるわけでございまして、それは合意の中で今まである程度うまくいってきたと思っております。そういった中で、例えば漁獲の内容というか規制を、特に春秋全体で我慢する、我慢すると言いますか、資源が回復するまで待とうということでございますので、要するに今の状況で節度あるサワラの漁獲体制ができあがってるのではないかということをも1つ申し上げたいと思っております。以上です。

（長野会長）

そのほか、ございますか。兵庫県、岡山県さんの出てきてる話なんですけど、御意見等ありましたら。

（豊田委員）

このとおり、あと1年間様子を見るということなんで、そのとおりにしてもらったら結構だと思います。

（長野会長）

そのほか、ございませんでしたら、次の5番目の平成29年の取組と委員会指示の審議に入りたいと思っております。サワラに関する平成29年度の資源管理措置とこれに係る本委員会指示（案）について、事務局から御説明をお願いします。

(登木資源管理計画官)

資料の1-5をごらんください。平成29年度のサワラ広域資源管理の取組(案)につきまして、御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、先ほど、はなつぎ網等の資源管理の取組につきましては、もう1年協議を継続していくということになり、引き続き、28年度の取組を継続していくということで、漁業者協議会等で御了承されたことを踏まえまして、同様の取組内容を継続したいと考えております。まず1番の資源管理措置の漁獲管理措置につきましては、各灘ごと、漁業種類ごとの取組につきまして、操業の禁止、目的操業の禁止、はなつぎ網、さわら船びき網、さごし巾着網の漁獲量制限を継続して実施するというふうに考えてございます。

1枚めくっていただきまして、裏の2ページに瀬戸内海の海域図、先ほどの内容を図示したものでございますが、本年度と同様な取組を継続していきたいと考えております。

それから前のページにお戻りいただきまして、種苗放流につきましては、先ほど濱田参考人から御説明ありましたとおり、来年度も国立研究開発法人水研機構と連携・協力しまして、サワラの共同種苗生産体制を維持して健全な種苗を生産し、そして適地に放流する取組を行っていきたいと考えてございます。それから(3)で先ほどの、漁獲管理措置や種苗放流のほかに、漁業者の皆様に従来から取り組んでいただいております定期休漁日の取組でございますとか、船上受精卵放流の取組につきましても、引き続き継続をしていただきたいと考えてございます。

それから、4ページ目をごらんください。先ほど、御説明させていただきました漁獲管理措置の取組につきまして、瀬戸内海におけるこの取組の法的担保としまして、来年度におきましても瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の発出をお願いしたいと考えておりますので、御説明させていただきます。

まず、4ページから6ページにかけ、各灘の定義をしてございます。

それから6ページの終わりから7ページにかけまして、流し網の網目制限としまして、10.6cm以上とするとの規制。それから操業制限としまして、各灘ごとの流し網の操業禁止、それから曳き縄の目的操業の禁止や漁獲量制限について記載しております。

それから、最後の8ページになりますが、この指示の有効期間としましては、平成29年4月1日から来年の3月末までとしてございます。

それから最後の9ページ目になりますが、来年度におきましても岡山県がサワラの放流効果調査を計画されておりますので御報告いたします。こちらの調査につきましては、9月20日から11月30日の間の5日間を予定しております。今年度と同様に10月中に実施されると聞いております。内容

につきましては、本年度と同様な調査、2.7寸の流し網を使って、0歳魚の漁獲調査を行う予定としております。

来年度の取組（案）とこれに係る委員会指示（案）につきましてはの説明は、以上でございます。御審議のほうよろしく申し上げます。

それから、紀伊水道外域と宇和海における公的担保措置については、中川課長から申し上げます。

（中川調整課長）

続きまして、資料はございませんけども、紀伊水道外域と宇和海の公的担保措置について御説明いたします。

紀伊水道外域における公的担保措置については、従来、和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会において措置していただいておりますが、昨年度については同委員会の開催が整わず、連合海区漁業調整委員会指示による公的担保措置は行えませんでしたけれども、和歌山及び徳島の両海区漁業調整委員会がそれぞれ委員会指示を発出し、今年度については、昨年度と同様の指示内容が担保されたと聞いております。来年度につきまして、従来の指示内容を担保すべく努めていただければと思います。

また、宇和海につきましては、近日開催予定の愛媛海区漁業調整委員会において、本年度と同様の海区委員会指示を決議される予定と聞いております。

（長野会長）

ありがとうございました。来年度のサワラの資源管理措置については、引き続き、漁獲管理と種苗放流とを一体的に実施していくこととし、資源管理措置の公的担保として、漁獲管理措置と同一内容の本委員会指示を設定したいとのことです。それでは、来年度の取組（案）とこれに係る本委員会の指示（案）につきましては、御意見等がございましたらお願いいたします。

私から1つ、資料1-4のはなつぎ網等における検討状況の資料の平成29年1月31日のところにある「漁獲量の管理を透明化」ということで、議論があったようなんですけど、これについては29年度の取組として、何か処置されているのかお聞かせください。

（登木資源管理計画官）

これにつきましては、はなつぎ網等が漁獲量制限を行っている中で、漁獲管理の仕方といいますか、実際にどのような管理が行われているのか、外からはなかなか見えづらいということがございます。透明化の具体的な内容につきましては、これから詰めていかないといけないとは思っております。先ほども濱本委員からございましたとおり、流し網の方々はいろいろと危惧されている、懸念もあるということなので、そのようなことが払拭できるよう

に、ちゃんと管理されてるということをデータをもってお示しできるようにしていきたいと考えております。この資料の1－5の中には、具体的な対応を書いてはおりませんが、そこはちゃんと取り組んでいきたいと考えております。

(長野会長)

そのほか、ございませんか。それでは、サワラの資源管理に関し、来年度の取組(案)とこれに係る本委員会指示(案)について、原案どおり承認することとし、今後の事務手続上、文言の訂正等があった場合には、私のほうに御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(長野会長)

ありがとうございます。それでは原案どおり承認いたします。

(議題(2) 燧灘カタクチイワシ広域資源管理について)

(長野会長)

次の議題であります燧灘カタクチイワシ広域資源管理についてに入ります。今年度の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(登木資源管理計画官)

資料2をごらんください。平成28年度、今年度の燧灘カタクチイワシ資源管理の取組につきまして、御報告させていただきます。

瀬戸内海の中央部の燧灘におきましては、関係する広島県、香川県、愛媛県の3県が協調して、カタクチイワシの資源管理の取組を行っております。燧灘のカタクチイワシにつきましては、産卵親魚を保護しまして、新規加入量を確保するという観点から、ここの左側の囲いにございますとおり、予想される産卵の時期を踏まえまして、大羽漁の操業開始日を検討するという取組を行っております。具体的には、瀬戸内海水研の伯方島庁舎の1月から3月までの積算水温が1050度を超えれば、早期産卵年と推測するような形で取り組んでおります。この取組につきましては、過去経験的なところから、1050度を超えれば産卵が若干早いという知見を踏まえ、そこを1つの目安として、大羽漁の開始日の検討をしております。

それで、本年度の積算水温でございますけれども、右側の囲いにございますとおり、今年度は1090.9度と、この積算水温の判断を始めましたのが平成22年からですけれども、初めて1050度を上回った年になります。今

回、早期産卵の傾向が推察されましたが、関係三県の漁業者による燧灘カタクチイワシ資源管理協議会、こちらのほうで大羽漁の開始日について協議したところ、今年度については、通常の6月10日以降の操業から始めようということで、合意されました。

それで、先ほど申しましたとおり、この積算水温については、左側の囲いの真ん中に棒グラフがございますとおり、平成22年からこの1050度という水温を始めて以降、一度もこの1050度を超えなかったのですが、平成28年に初めて1050度を超えたということで、この基準の妥当性について、この下でございますGI、生殖腺指数で検証を行っております。それで、このGIの値につきまして、赤い点線が大体4.41という値を想定しております、この4.41を下回りますと一定の産卵のピークを迎えていると判断されるわけです。5月の終わりごろには、指標を大体下回っており、大羽漁が始まった6月10日以降には、かなり下がってきているということで、経験的な形でも取り組んでいます積算水温の指標は、一定の根拠があるんではなかろうかと考えてございます。それから、右の囲いのほうですけども、3県の実際の操業開始日でございますけども、広島県は6月17日から、香川県、愛媛県は6月13日から、それから、愛媛県のイワシ機船船びき網につきましては、6月26日から操業が開始されました。また、定期休漁日としまして、瀬戸内海機船船びき網につきましては、週休2日、イワシ機船船びき網につきましては、毎週土曜日の週休の取組を行っていただきました。

次の裏面をごらんください。こちらのほうには、燧灘のカタクチイワシの漁獲量と初期資源尾数のグラフを整理してございます。平成28年（2016年）、一番右のところですけども、漁獲量は3県合計で1万319トンと、前年が1万157トンなので、ほぼ前年並みというか平成10年以降、大体1万トンで推移しているところがございます。大羽漁は、大体好調であったのですが、シラス、このグラフでいきますと黒い部分でございますけども、過去は黒い部分もしっかりと図の中に見えているのですが、ここ最近、特に2016年、平成28年は、シラスの漁がかなり悪かったと、3県合計でも201トンということで、ずっとここ何年かはシラス不漁の状態が続いてございます。このため、関係県が連携協力しまして、この不漁要因の究明のための各種調査を引き続き、実施しております。また2014年、平成26年の記録的な大不漁を受け、平成27年から調査を開始しておりますが、まだ1年、2年の調査では原因というところまでは、たどり着いていませんが、今年度からは瀬戸内海水研の協力も得ながら、さらに調査を充実しておりますので、その状況を見守っていきたいと考えてございます。それから（2）のほうですけども、初期資源尾数、これは平成28年生まれの新規発生の尾数でございますけども、今年も大体1億尾程度ということで、2011年以

降ずっと低い状況が続いてる状況でございます。

瀬戸内海のカタクチイワシにつきましては、瀬戸内海水研で資源評価をしています。瀬戸内海全域での資源評価では、資源水準は高位に近い中位で、動向は横ばいという評価をされております。その中瀬戸内海の一部になります燧灘につきましては、先ほどの漁獲量なり初期資源尾数の状況から、燧灘のカタクチイワシの資源状況につきましては、資源水準は低位、動向は横ばいと評価されております。

それから、資料はありませんけれども、一昨年、平成27年の関係3県の漁業者協議会におきまして、漁獲された大羽の状況から、現在、積算水温を大羽漁の開始日の指標としておりますが、大羽漁の開始直後に痩せたGIの低い大羽が獲れるということで、積算水温よりも別の指標を検討してほしいという要望がございました。これを受けて昨年度から調査を充実させながら、関係3県の行政研究者で検討をしておりますが、まだ検討は継続中でございます。具体的な見直しの内容などにつきましては、検討状況を踏まえまして、次回以降のこの委員会に御報告させていただきたいと考えてございます。報告は以上でございます。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。どうぞ。

(濱本委員)

裏側の2ページ目ですけど、上のグラフは79年から、下のグラフは93年からと、間違っって見てしまったらいかんのので、下のグラフも79年からのデータはないんですか。それとも何か意図があるんですか。昔は獲れとったけど、今はこんな減っていることだけですか。何かあるんですか。単純な疑問です。

(登木資源管理計画官)

多分ということでしかお答えできないんですけども、この初期資源尾数はコホート解析により計算していますが、旬ごとの漁獲量を元にコホート解析をしておりますので、93年以前は、そこまでの詳細なデータが揃っていないので、この93年以前に遡って計算できないんじゃないかと思っております。

(濱本委員)

とにかく最近では、低位安定でチリメンが獲れないので、金にならんという状況ですから、そのチリメンと親との関係あたりをもうちょっと詳しく知り

たいと思っております。以上です。

(登木資源管理計画官)

今、鋭意、調査しておりますので、調査データを踏まえて、今後、チリメン不良の要因ですとか、あと漁獲についてもわかりやすくお示しできるか考えてみたいと思います。

(長野会長)

そのほか、ございませんか。どうぞ。

(武田委員)

これまで、積算水温で操業開始時期を決めてきたと思うんですけど、今回、積算水温が1050度を上回ったにもかかわらず、早期産卵ではなかったという流れですけど、例えば26年、27年は積算水温はかなり低いですね。そのときのG Iのデータは全然ないということなんですか。

(登木資源管理計画官)

G Iの調査は、平成22年以降、行っておりますので、この資料には28年のデータしか載せておりませんが、過去のデータもございます。

(武田委員)

このG Iの変動というのは、例えば26年、27年と比較して、28年度はどういう結果だったんですか。

(山本資源課長)

まず1点目として、平成28年の積算水温は基準を上回って、G Iも見ていただくとわかりますように早期産卵年であったという評価がされています。しかし、実際の操業開始日については、漁業者の判断により、今回は早めなかったという事実関係がございます。

2点目としまして、平成26年、27年の積算水温は950度を下回っていて、産卵は晩期化の傾向ということで、今回の資料には載せてはおりませんが、早期産卵が推察された平成28年よりも、G Iの数値の下がり方は遅いという結果になっております。

(長野会長)

よろしいですか。

(武田委員)

あと1点だけ教えてください。操業開始日が例えば、前倒しになった場合

に、漁獲が始まるのが早くなるわけなので、すると好・不漁の関係というのはどういう関係になるんですか。

(登木資源管理計画官)

最近のシラス不漁の関係ですけども、ここ最近言われてるのが、卵の数は多いがシラスに加入してこないという傾向がずっと続いております。卵がたくさんあるのになぜシラスに加入しこないのか、卵からふ化した後、餌となるカイアシ類にあたらないんで加入する前に死んでしまうのか、そういうところを今、香川県を中心に調査をされております。昨年調査では、ふ化直後にはいたんだけど、1週間くらいすると姿が見えてこなくなるという状況もあるようです。今年もシラスは不漁で、広島県では、ここに記載してますとおり6月13日に網下ろしをしましたが、結局すぐに休漁しまして、7月の中旬ぐらいまではチリメン漁ができませんでした。香川県、愛媛県もチリメン漁は悪かったという状況ではあるんですけども、一方で、7月の中下旬からカエリとか小羽、中羽の漁獲が、それなりにあったという状況もございます。ということは、チリメンもいたのではないかと、ただ漁獲できる状況ではなかった、はっきりとわからないところでもあるのですが、ある一定量、チリメンはいたものの、薄く散らばっていたので、なかなか漁獲できるような状況ではなかったんではなかろうかと推測されておりますが、今後の調査で明らかになってくると思っております。

(山本資源課長)

あと補足しますと、操業開始日の前倒しについて、香川県と愛媛県は、大羽を獲っておりますので、産卵が終わった痩せたイリコの加工に向けたカタクチの親が早目に獲り始めることができるということで、漁業経営としてはメリットがあるということです。

ただ、ある程度、産卵させてから獲ろうという資源管理を行っておりますので、操業開始時期については、調査で得られたデータを元に、今、見直しを検討しているところであります。

(長野会長)

ありがとうございます。そのほか、ございませんか。ないようでしたら、ここで休憩を10分ほどとって、15時20分から再開したいと思います。では、休憩します。

休憩 15時08分

再開 15時20分

(議題 (3) 太平洋クロマグロの資源管理について)

(長野会長)

それでは委員会を再開したいと思います。

議題の3、太平洋クロマグロの資源管理についてに入ります。この議題の進め方につきましては、太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する調査の中間報告、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第28号の9に基づく、違反者への対応及び処分方針(案)について、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性についての順番に進めたいと思います。

それではまず、太平洋クロマグロの資源管理の徹底・遵守に関する調査の中間報告について、事務局から説明をお願いします。

(山本資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所の資源課長の山本でございます。本来ならば、水産庁管理課、課長か室長から御説明を差し上げるところですが、本日事情やむを得ず欠席とのことですので、私から代わって説明させていただきます。

まず、資料3-1をごらんください。皆さん御存じのように、太平洋クロマグロは大西洋のクロマグロとはまた別種のクロマグロでございます。日本海、瀬戸内海、太平洋など日本の周辺を泳いでいるクロマグロは、全て太平洋クロマグロになります。

太平洋クロマグロにつきましては、経緯がございますとおり中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際合意に基づいて、30kg未満の小型魚、30kg以上の大型魚にそれぞれ漁獲量上限を設けて、漁獲管理をしているところでございます。今は、第2管理期間ということで、沿岸漁業では平成28年7月から29年6月までの1年間でございますが、ここでは特に小型魚の漁獲が増えておりまして、後ほど説明させていただきますが、操業自粛要請等も今、出ている状況でございます。

そのような状況の中で、昨年、長崎県では、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく承認を受けていない漁船が操業したという事例や、三重県では、県からの操業自粛要請に従わず操業を継続したという事例が発生いたしました。具体的には、3ページ目をごらんください。3ページ目には、長崎県対馬における太平洋クロマグロの管理に関する現地調査の報告としまして、平成28年12月に水産庁も一緒に対馬の漁協で確認させていただきました。結果概要としましては、3.にございますとおり、無承認操業の疑義があった事例と、漁獲量が未報告だったという事例がございました。無承認操業の疑義がある事例は16名、漁獲量は約12トンと書いてありますが、2月27日に長崎県がプレスリリースしておりまして、結局、16名ではな

く17名であったと聞いております。また、(2)の漁協を通じた漁獲量の未報告については、30トン程度と書いてありますが、先ほどと同様に長崎県のプレスリリースによりますと、34トンで、対馬以外の8漁協でも約11トンの未報告があったと聞いております。

続きまして、5ページ目をごらんください。こちらは三重県の事例でございますが、三重県は太平洋南部・瀬戸内海ブロックの複数県と共同でクロマグロの小型魚の数量管理をしております。その中で、三重県では好調な漁場形成により、県の漁獲目安22.7トンを超過し、県から操業自粛要請が発出されたのですが、こちらは太平洋広調委の承認を受けた沿岸漁業者が、その操業自粛要請に応じず、そのまま操業を継続して、最後の3の下の表に書いてありますが、6名が52.6トンの水揚げしました。こちらの6名につきましては、廃業届を出して、沿岸クロマグロ漁からは退いていただいております。

資料の最初の1ページに戻っていただきまして、このような長崎県や三重県での事例がございまして、沿岸の39都道府県に対して、改めて委員会指示に基づく承認制の周知徹底や、漁獲モニタリングによる漁獲量の報告体制を調査いたしました。

この結果、2の(1)になりますが、新たに7県で承認にかかる疑義事例や未報告等が確認されました。具体的には1枚めくっていただきまして2ページ目になりますが、静岡県で委員会指示に基づく承認を得ない操業の疑義があったということや、またその他の県では、漁獲量の未報告や報告内容の誤りが報告されております。現在、原因究明や再発の防止の検討に取り組んでいるところでございます。WCPFCで決められた国際約束に基づく取組ですので、数量管理、又は委員会指示に基づく承認制をしっかりと周知して、日本として対応していきたい、しっかりと遵守・徹底して、資源管理について進めていきたいと考えているところです。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。ございませんか。それでは、次に前回の委員会で決議しました沿岸くろまぐろ漁業の承認制に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第28号の9に基づく違反者への対応及び処分方針(案)について、事務局から説明をお願いします。

(山本資源課長)

引き続き説明させていただきます。資料3-2をごらんください。先ほど申し上げました違反事例を受け、委員会指示の違反に対しての対応や処分方

針について、今回の委員会で御審議いただきたいと考えております。

資料3-2の5ページをごらんください。こちらに委員会指示の本文に横線を引かせていただいておりますが、7のところ承認の取り消しとして、委員会は、承認を受けた者が、農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消すこととなっております。また、9のその他として、この指示の実施に関し、必要な事項については委員会が別に定めるところによるとなっております。この規定に基づいて違反者への対応及び処分方針について、これから説明させていただき、内容について御審議のほど、よろしく願いいたします。

資料3-2の1ページ目にお戻りください。未承認とか未報告といった疑義情報につきまして水産庁が接受した場合に、1の(1)のところでございますが、速やかに事務局として広調委の会長に一報するとともに、都道府県を通じまして、まず調査等を実施いたします。次に(2)ですが、会長はその調査の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告させていただきたいと考えております。

2番目としまして、その対応・処分基準についてですが、調査を行い、指導を行ったにもかかわらず、それに従わないと見込まれる場合、又は再度違反が確認された場合については、下記の表の違反内容に基づいて、それぞれの対応をしたいと考えております。まず、表の①ですが、承認を受けず沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合、未承認で操業した場合については、こちらは漁業法に基づいて、農林水産大臣に対して、その漁業者が委員会の指示に従いなさいということ命じる旨の申請、これを裏付命令の申請と申しますが、この命令申請の手続きをとりたいと思います。また同じく、②のところでございますが、漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合、③の報告をしなかった場合につきましても、同じように大臣の裏付命令の申請をさせていただきたいと思います。

その表の下の*印ですが、この裏付命令申請に係る手続きは、会長又は会長代理に一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告させていただきたいと思います。この大臣の裏付命令を受けたにもかかわらず、それにも違反した場合、これは表の④のところでございますが、先ほど御説明させていただきました委員会指示の7の規定に基づき、承認を取り消すことにしたいと思います。ただし、承認を取り消されても、すぐに承継の承認申請とかができないよう、一番下のところでございますが、承認を取り消された場合は、その日から1年間は承認を行わない対応としたいと考えております。

次に、2ページ目になりますが、(3)のところ、これにかかわらず、例えば、違反が悪質と認められる場合は、指導をせずに、すぐに対応すべきであると、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付

命令の申請を行いたいと思います。また、この場合も後日、委員会に報告させていただきたいと思います。

3につきまして、処分する場合の手続きでございますが、こちらは大臣が裏付命令を行うにあたり、処分予定者に対して異議の申し立てができることになっておりますので、委員会による承認の取り消しについても、異議があれば15日以内に申し出て聴聞を行い、聴聞の結果、正当の理由が認められない場合は、承認を取り消す処分を行いたいと考えております。以上になります。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問がありましたらお願いいたします。

(梅田委員)

山口県の梅田です。処分方針で説明がありましたけど、こうして委員会指示の違反に対する処分方針は大事だと思うんですけど、山口県も既にこういう方針を作りまして、実際に運用しています。ただし、特定の委員会指示に対して、こういう処分をするというのではなくて、山口県の瀬戸内海域が出してた委員会指示の全ての違反について、こういう処分をしますよという内容です。今の説明を聞く限りでは、これは沿岸くろまぐる漁業の指示だけに対して、こういう形で処分をしていくと聞こえたんですけど。広調委指示は、他にサワラに関するものもありますよね。だから、もうちょっと汎用性のあるような、瀬戸内海広調委の指示違反に対する処分方針という内容で、その中でマグロ編、サワラ編とか、何かそういう形の書き方をした方が、サワラは余り緊急に処分しないといけないという違反がないのかもしれませんが、もし出てきたら、サワラの委員会指示について、こういう方針を作らなければならないようになると思いますので、私の意見としては、広調委の指示違反に対する処分方針は、もっと大きく括った方針でやられたほうが良いんじゃないかなという気がしましたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

(山本資源課長)

山口県では、そのような委員会指示の処分方針を作成されているということでございますが、一方、そもそもは委員会指示というのは、漁業者の代表の皆さんに集まっただきまして、漁業者自らが守ることを前提にして、指示をしていくということになっています。サワラの委員会指示につきましても、基本的には従っていただけるものとして発出してきたところでございます。しかし、太平洋クロマグロの委員会指示については、太平洋なり日本

海なりで、具体的な違反事例が出てきてしまいましたので、この太平洋クロマグロの委員会指示については、今回急遽ではございますが、個別な対応としまして、処分方針について決めさせていただきたいと考えております。

(長野会長)

どうぞ。

(濱本委員)

今の山口県さんの意見とよく似ておるんですけども、委員会指示の違反の場合には、漁業法に手順がちゃんと決められているので、それをかなり越えた厳しい規制になっているように思うんですけど。

それと、既にあった違反についても適用するんですか。ちょっと、余りにも性急で唐突では。それと、これは多分、国が案を作って3つの広調委それぞれにかけるんでしょうけど、瀬戸内海の場合、違反はほとんどないと思うんですけども。何かちょっと厳し過ぎるような、唐突過ぎるような気がするんですけど、そのあたりはどうなんですか。

(山本資源課長)

お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、この処分方針(案)につきましては、2月15日に開催されました日本海・九州西広調委、3月3日に開催されました太平洋広調委でも、同様の内容で御審議いただき、議決されてるところでございます。

また、手続きについて、厳し過ぎるのではないかというご意見につきましては、やはり実際に違反事例が出てきてしまっているということや、国際的な情勢としまして、国内も国外からも非常に注目を浴びているということや、考慮しますと、この太平洋クロマグロの資源管理について、水産庁としては、ここまできっちりとした対応をするべきではないかと考えているところです。

もう1つ、既に違反した者に対し、遡って処分することはございません。

(長野会長)

よろしいでしょうか。

(濱本委員)

ちょっと、国際約束の対応のためということとは、わかるんですけどね。急にかなり厳しいような、普通の委員会として、例えばさっきサワラの話がされましたけど、サワラだって厳しい話をしたら、例えば、40トンの制限ちゃんと守っとんかいう話からしたら、委員会指示に抵触する話も出ますし、やはり公平性というのは当然あるし、それから漁業法そのものに手順がある

んで、一発取消とか、そんなんはありませんからね。委員会指示だったら、まずは指導せないかんから、一回は。そのあたりを考えたら、ちょっと厳しいなという気がしとるんで。これ今日決めるんですか。

(森係長)

水産庁の森です。今日決めると言いますか、細かな文言修正等も出てこようかと思しますので、そちらについては後ほど、会長一任ということで、御理解いただければと思います。

(長野会長)

多分、濱本委員、御推察のように国際問題っていうか、マスコミで随分騒がれたということもあって、個別の名前出していろいろ対応しなければいけないということがあったんだろうと思います。

そのほか、御意見ございませんか。それでは、沿岸くろまぐろ漁業の適正な管理を行うため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第28号の9に基づく違反者への対応及び処分方針について、原案どおり承認することとし、今後の事務手続上、文言の訂正等があった場合には、私のほうに御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(長野会長)

それでは、原案どおり承認します。ありがとうございます。

引き続きまして、クロマグロに関する最後の説明でございますけれども、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、事務局から説明をお願いします。

(山本資源課長)

引き続き、御説明させていただきたいと思います。資料は3-3、太平洋クロマグロ資源状況と管理の方向性についてになります。

最初に国際情勢について、御説明させていただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、2ページになります。2ページの上に、WCPFC年次会合の結果としまして、これは昨年12月に開催された国際会議の結果でございますが、まず現行措置において、小型魚の枠から大型魚の枠へ振り替えることを可能とするということが決まりました。こちらは、韓国が大型魚の枠はなく、小型魚の枠しか持っていないという状況の中、大型魚を漁獲してしまったので、小型魚から大型魚へ枠を振り替えるということでございます。資源管理上、大型魚よりも小型魚を守るほうが資源管理としては効果

があるということがございますので、この振り替えについては資源的には問題ないということでございます。

その他、養殖活動について、データ収集を強化することや、長期管理方策として2030年までの次期中間目標を、今年の2017年の北小委員会で作成することになりました。また、太平洋クロマグロの資源評価は、国際科学小委員会（ISC）で行っておりますが、次期中期目標の作成に向けた科学的な検討を行い、その結果を議論する関係者会合、ステークホルダー会合と書かれてありますが、漁業関係者、養殖業者、NGO等、実際のクロマグロ漁業に関係する関係者を集めて、次期中間目標について検討するという事になっております。こちらは、水産庁で2月28日にプレスリリースをさせていただいてるところです。

その他、2に書かれてるように、遅くとも2034年までに初期資源の20%まで資源を回復させる措置を策定すべきということや、緊急ルールを策定すべきといったことがWCPFCから北小委員会に要請されたというところでございます。

次に下の国際的な決定事項につきましては、昨年、一昨年合意された現行措置をほぼ継続するという事ですので割愛させていただきます。

3番になりますが、4月には先ほど申し上げましたステークホルダー会合、東部太平洋を管轄しますIATTCの年次会合、WCPFCの北小委員会が韓国で8月から9月に開催されて、年末にフィリピンでWCPFCの年次会合が開催されることになっております。

続きまして、国内の管理の方向性について、御説明させていただきます。4ページをごらんください。4ページの上段、1-1でございますが、繰り返しになりますが、沿岸漁業につきましては、平成28年7月から29年6月30日までを第2管理期間として数量管理しております。一方、大中型まき網漁業等については、第2管理期間は昨年の12月31日まででしたので、すでに今年の1月から第3管理期間が開始されているというところでございます。

下の1-2の第2管理期間のくろまぐろ型の数量管理について説明します。小型魚の漁獲枠は4,007トンで、大臣管理によるまき網や近海かつお・まぐろ漁業などが約半分、残りの1,901トンを各都道府県に割り振り、さらに右の図にございますように、5ブロックと任意参加の定置網の共同管理により漁獲量を管理しているところです。また、定置網の共同管理につきましては、第2管理期間から取り組んでいるところです。次の5ページ目の1-3にあります定置網の共同管理になりますが、定置網は受動的な漁業で、入るときにどっと入ること、また、いつ、どこで入るか、年変動が激しいので、地域間の漁獲の偏りに弾力的に対応できるよう、定置網の枠を持ち寄っ

て共同管理を実施しております。全ての都道府県が参加しているわけではございませんが、この趣旨に同意する17道府県が参加しているところでございます。

続きまして、その下の2-1の第2管理期間の漁獲状況につきまして、御報告させていただきます。この資料は3月1日時点なので、最新の3月6日時点の数量をまず御報告させていただきますが、30kg未満小型魚の漁獲量上限4,007トンに対し、3,651トンと書かれていますが、3月6日時点で3,748トンまで積み上がっている状況にございます。また、曳き縄や定置網等の沿岸漁業では、漁獲量上限1,901トンに対し、1,694トンと書かれていますが、現在は1,791トンと、6月末まで管理期間が残っておりますが、残り110トンしかないという状況になっています。

また、警報や操業自粛についての情報が書かれておりますが、定置網につきましても3月6日に特別警報が出され、9割まで漁獲が進んでおります。日本海西部では12月に操業自粛要請、九州西部では3月2日に操業自粛要請、太平洋南部・瀬戸内海では今年の1月に操業自粛要請と、曳き縄など沿岸の漁師の皆さんには、操業を自粛していただいているところでございます。

7ページになりますが、第2管理期間における操業自粛要請などの発出状況や、先ほど説明しました未報告のような事例を踏まえまして、第3管理期間、今年の7月から始まる管理期間になりますが、今までの漁獲量管理の実績や反省点を踏まえまして、自県だけで管理しますという単県管理とするのか、瀬戸内海のようにそもそも枠を持っていない0トンの県や、ほぼ数トンしかないような県もございますので、そういう県は枠を持ち寄ってグループとして漁獲量を管理していくという共同管理とするかなど、管理体制の再編について、まさしく今、検討しているところでございます。

8ページ目になりますが、上段に日本定置網漁業協会の取組みイメージがございまして。先ほども、定置網は受動的な漁業と説明させていただきましたが、実際にはサケをメインに獲っていたり、ブリをメインに獲っていたりという定置網が日本全国に色々ございます。そういった中で、小型のクロマグロが入ってしまうので網を揚げてしまえば、他の魚も獲れなくなってしまい、定置網としては相当なダメージがございまして。このため、日本全体で4,007トンを超過した際に、他の漁業に獲り控えをしていただき、獲り控えのための操業の転換にかかります経費について、定置網の皆さんから協力金として関係者が負担するという仕組みについて、日本定置網漁業協会でも検討をしているところでございます。

また、次の9ページの上段になりますが、くろまぐろ型TACの検討見通しについてということで、今、いろいろと試行錯誤しながら、漁獲枠の管理を行っているところでございますが、クロマグロをTACの法制度の下で管

理するための政令改正について、3月22日までパブコメを実施している最中でございます。その後、政令改正を行い、第3管理期間の次の第4管理期間から、TAC制度の中でクロマグロの漁獲量管理をしていこうと考えております。最後に下の図には、現在各県に、どれだけの曳き縄などの沿岸くろまぐろ漁業の承認隻数があるのか記載させていただいております。簡単ではございますが、太平洋クロマグロの国際情勢と国内の管理の方向性について、御報告させていただきました。以上になります。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等お願いいたします。ございませんか。将来的には、資料の9ページの上にあるとおり、TAC制度の導入について検討しているということです。

(議題(4)平成29年度資源管理関係予算について)

(長野会長)

それでは、議題4の平成29年度資源管理関係予算について、水産庁から御説明をお願いいたします。

(森係長)

水産庁管理課の森と申します。座って説明させていただきます。

平成29年度予算の概要ということで、資料4をごらんください。資源管理・資源調査の強化ということで、現在、国会審議中ではありますが、平成29年度予算といたしまして、前年より増額し、43億4,100万円を要求してございます。内訳といたしましては、資源評価の精度向上が求められてございますので、1ページ目の下のほうの1と2の部分ですが、我が国周辺水産資源・調査評価推進事業に16億3,100万円と、前年より増額要求しております。こちらは我が国周辺海域における主要魚種、本日、御審議いただきましたカタクチイワシですとかサワラですとか、そういった資源評価に使う予算です。

また、国際資源調査評価推進事業ということで、こちらも前年より増額し、14億9,300万円要求しているところでございます。こちらも本日、御審議いただきました太平洋クロマグロの資源評価にかかる予算等も含まれてございます。

また、今回新たに新規として、2ページ目の真ん中からちょっと下段の7番目になりますが、太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業としまして、先ほどの説明の中にもございましたとおり、定置網はクロマグロの漁獲抑制が難しいということですので、クロマグロの混獲回避のための定置網の漁具改

良等支援としまして、3,000万円要求してございます。以上です。

(長野会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

(議題(5)その他)

(長野会長)

ないようでしたら、その他の議題に入ります。本日の委員会で、その他として何かありましたらお願いします。

(閉会)

(長野会長)

ないようですので、本日、準備された議題はこれで全て終了いたしました。

本日は、いろいろ貴重な御意見、あるいは御討議ありがとうございました。また、議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

なお、議事録署名人の岡本委員、伊藤委員におかれましては、後日事務局より、本日の議事録が送付されますので、対応方よろしくをお願いします。

これをもちまして、第33回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(16:11閉会)